



石綿の国際表示

アスベスト対策情報

No.7 1989年3月10日

発行 石綿対策全国連絡会議

〒101 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評内

TEL 03-251-0311 FAX 03-251-9043

問題多いアスベストの大気汚染規制

環境庁は、大気汚染防止法の規制物質にアスベストを加えることを、2月6日、中央公害対策審議会（近藤次郎会長）に諮問した（資料No.1参照）。具体的には「アスベスト製品製造工場の敷地境界で、大気1リットル中アスベスト繊維が10本以内」という規制基準を設けることにしている。

石綿対策全国連絡会議では、去年11月30日に環境庁がアスベスト製品製造工場周辺の大気汚染調査結果を発表し、法規制を検討していく方針であるとの情報を得てから、運営委員会を開き、この問題についての議論をしてきた。大気中のアスベスト規制に乗りだすという環境庁の意欲は評価できるものの、検討されている規制の基準や方法で十分なのか、逆に安全であるという意識をふりまくことになりはしないか、という疑問も数多くだされている。

例えば次のような点である。①排出口規制でなく、敷地境界での規制である、②1リットル中10本という数値はWHOの基準でも何でもない。現在おこなわれているアスベストの除去作業は一般環境濃度（東京では2～0.5本）にすることを義務づけているから、かえって10本以下ならよいということになりはしないか。③一測定点の測定値の平均が10本以下ならばよいというやり方でよいのか。④規制対象はアスベスト製品製造工場約400事業場というが、労働安全衛生法の特化則上の適用対象事業場は約3,000ある。そのほかアスベストを含む建築物の改修・解体、廃棄物処分場、幹線道路沿線などは規制対象になっていない。⑤測定の実施体制や測定機関などの体制整備は大丈夫か。⑥アスベスト製品製造工場を対象としているのだから労働省との関係を整理すべきだ。また代替品の開発については通産省との関係など総合的な対策の一環として位置づいていない。

運営委員会は、2月13日、環境庁に要望書を提出し、交渉したが、疑問を解く回答は得られなかった（資料No.2参照）。

アスベスト根絶ネットワークは、2月22日、「石綿汚染を拡大する大気汚染防止法改訂に反対する」という声明を発表した（資料No.3参照）。

中央公害対策審議会は、3月中旬に答申をおこない、政府はただちに大気汚染防止法改正案を国会に上程する予定である。

私たちは、法改正案の問題点を指摘しながら、アスベスト対策の強化を政府に訴えていきたい。そして、職場で地域で運動を盛りあげていこう。

〈資料No.1〉

諮問第 号
環大企第 号
平成元年2月6日

中央公害対策審議会会長

近藤次郎 殿

環境庁長官 青木正久

石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止 のための制度の基本的な在り方について（諮問）

石綿の環境中の濃度については、一部の石綿製品等製造工場の周辺において比較的高濃度の測定結果が得られており、このため、石綿製品等製造工場における石綿排出抑制対策の確実な実施を確保する措置を設けることが急務と考える。

こうした措置を設けるに当たり、公害対策基本法第27条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方を別紙のとおりとすることについて、貴審議会の意見を求める。」

（別紙）

石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止 のための制度の基本的な在り方について

1. 工場から発生し、人の健康に影響を生じるおそれがある石綿その他の粉じん状の物質を「特定粉

じん」として次のとおりの規制に係らしめるものとする。

- (1) 特定粉じんを発生する施設を設置する工場について、特定粉じんの発生の態様に即した規制基準を定めること。
 - (2) 特定粉じんを発生する施設の設置等に当たっては、あらかじめ届け出ることとし、当該届出に係る施設について必要に応じ計画変更命令等を行うことができること。
 - (3) 規制基準に適合しない工場に対しては必要に応じ改善命令等を行うことができること。
 - (4) 上記の措置の履行を確保するため、事業者に測定義務を課すほか、所要の罰則等を設けること。
2. 上記1に掲げる措置を実施するために大気汚染防止法の改正を行うものとする。

〈資料No.2〉

アスベストに関する要望書

アスベスト粉じん曝露による発癌性は国際的にも明らかになっておりますが、我が国におけるアスベスト使用量＝輸入量は一昨年27万7,000トンとここ数年減少するどころか増加傾向にあり、ソ連に次ぐアスベスト消費国となっています。

今日、アスベストの高い発癌性からその使用禁止を求める国民的声が高まっていますが、代替品の未開発を理由とし全面的使用禁止に至っておらず、これまでの曝露及び今後の曝露により多くの労働者・市民に肺癌・悪性中皮腫等の癌及び胸膜肥厚等の発生が懸念されます。既に、昨年広島大医学部のグループが発表した「過去4年間に広島県内の病院で死亡した人の肺から約99%の高率でアスベストが検出された」点を見るならば、極めて広範囲の大気中にアスベスト粉じん汚染が広がっている結果と言えます。

アスベスト対策検討会が昨年11月に発表された「工場等に係るアスベスト発生源対策について」を受けての大気汚染防止法の改正が検討されていると新聞等で報じられております。大気汚染防止法改正案の検討に当たっては、左記事項に関し御配慮賜りますよう要望致します。

記

1. 工場等に係るアスベスト調査に、各工場の排出口等改善後の排出口濃度測定調査を取り入れ、それを公表すること。
2. 大気汚染防止法改正案におけるアスベスト規制基準及び対象についてはより厳しくすること。
3. ばい煙における大気汚染防止法の規制は排出口濃度規制となっていることから、粉じんにおいても排出口濃度規制とすること。
4. 各工場等の発生源に対する排出濃度の規制及び監視を強めること。
5. 全面使用禁止へ向け、早期に代替品の開発及びその使用促進を図ること。
6. 他の関係各省を一本化したアスベスト対策機構を設置し、体系的に且つ総合的に対策を講じること。

1989年2月13日

石綿対策全国連絡会議

代表委員 黒川 武
加藤 忠由
竹内 直一
田尻 宗昭
佐野 辰雄

環境庁長官 青木正久 殿

〈資料No.3〉

声 明

石綿汚染を拡大する大気汚染防止法改訂に反対する

環境庁は現在、石綿製品等製造工場の石綿排出規制を立法化するにあたって、「空気1リットルあたり石綿繊維10本までは安全」との見解を打ち出しています。さる2月6日には、環境庁長官が排出規制について中央公害対策審議会に諮問し、早急に答申を得て、今国会で大気汚染防止法の改訂を強行しようとしています。私たちは「1リットルあたり10本までは安全」との前提に立った石綿排出規制に断固反対を表明するものです。

石綿の発ガン性には「これ以下なら安全」という“いき値”はなく、低濃度曝露の場合でも、中皮腫や肺ガンが発生しています。しかも、一旦環境に排出された石綿は分解されることなく、環境中に蓄積されます。したがって、石綿はできるだけ環境中に排出しないことが原則でなければなりません。ところが環境庁は、一方で石綿による「肺癌及び中皮腫については……いわゆるいき値はない」といいながら、他方、「10本/リットルなら安全」であるとしています。これはまったく自己矛盾した態度であり、石綿による環境汚染を容認するものといわねばなりません。

石綿濃度とガンの関係については、『米環境保護局の「1リットル中10本の濃度を一生吸い続けたならば、10万人の非喫煙女性のうち、約290人が石綿による肺ガンか中皮腫で死亡する」という試算や、大阪府立成人病センターの森永謙二医師が日本人のデータから求めた「生涯73年間で、喫煙、非喫煙を含めて女性10万人のうち約180人が死亡」という値がある』ことが報道されています。また、米国ニューヨーク州立大のウィリアム・J・ニコルソン教授は、1リットル中10本の場合、肺ガンおよび中皮腫の生涯リスクは10万人に対し約363人(男性)、328人(女性)と計算しています。こうしたデータから見ても、「10本/リットルなら安全」とはとて言えません。

環境庁は「Environmental Health Criteria 53」が「WHOの見解」であり、この中に「10本/リットルなら安全」と書かれているとしています。しかしながら、この「Criteria」には「必ずしもUNEP、ILO、WHOの決定や決定された政策を代表するものではない」と明記されています。また、この文書では「都市部における濃度は、空気1リットル当たり1繊維以下から10織

維程度の範囲にあるか、時にはそれより高い状況にある」こと、および「一般住民においてはアスベストに起因する悪性中皮腫及び肺ガンのリスクは信頼できるほど定量化できないものの、おそらく検出できないほど低いであろう」との推定が述べられているにすぎません。環境中に排出されている多種多様な発ガン物質との相乗作用によって石綿繊維の発ガン性が高められているのが現実です。いずれにしても、「10本/リットル以下なら安全」という「WHOの見解」などは存在しないのです。それどころか、この「Criteria」には、石綿工場の近くに住む人々や石綿作業者の家族にまで肺ガンや中皮腫が発生していることが確認されています。低濃度といえども石綿の発ガン性は明らかなのです。

さらに、現在は長さ5ミクロン以上の石綿繊維だけが問題とされていますが、これは空気中の石綿繊維のわずか数パーセントにすぎず、しかも5ミクロン以下の石綿繊維も染色体異常を引き起こさせることが報告されています。人体に対する石綿の影響がすべて解明されているわけではないのです。

日本では石綿作業時の「管理濃度」はなんと2,000本/リットルとされ、肺ガン・中皮腫の危険性は無視されています。一昨年来、学校などの吹きつけ石綿の危険性が社会問題となった時に、「2,000本までは安全」という暴論があちこちで聞かれました。今また、「環境庁が10本/リットルまでは安全と言っている」として吹きつけ石綿撤去に水を差す動きがあらわれています。「低濃度安全」論は非常に危険です。

私たちは環境庁が「10本/リットル以下は安全」との誤った見解をただちに撤回されるよう求めるとともに、環境庁および中央公害対策審議会が環境中に石綿繊維をできる限り飛散させない立場から排出規制を見直すよう要望します。また、すべての皆さんが私たちの見解を理解され、環境庁・中央公害対策審議会など関係方面に積極的に働きかけられるよう訴えるものです。

1989年2月22日

アスベスト根絶ネットワーク

連絡先：東京都文京区本郷7-3-1

東京大学工学部機械工学科 依田彦三郎

「アスベスト対策情報」廃刊のお知らせ

このたび日本労働者安全センターの月刊誌「いのち」に「アスベスト対策情報」のコーナーがつくられることになり、石綿対策全国連が、そのコーナーに記事をおくることになりました。

より多くの人にアスベストに関する情報を知ってもらうためにも「アスベスト対策情報」を廃刊にし、「いのち」で毎月情報提供していく考えです。「アスベスト対策

情報」のご愛読に感謝するとともに、「いのち」のご愛読をお願いします。

なお、石綿対策全国連絡会議は、解散せずに、活動を続けていきますので、引き続きご協力をよろしくをお願いします。

☆ 「いのち」に関する問い合わせ先

日本労働者安全センター

〒101 東京都千代田区神田駿河台 3 - 2 - 11

総評会館 6階

電 話 03-253-2550